

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉起動操作中、原子炉内の圧力上昇を示す警報が発生し、タービンバイパス弁が閉まっていたことから、原子炉の状態を確認したところ、原子炉圧力が約7.1MPaまで上昇していたため、保安規定第38条に定める「運転上の制限」を満足していないと判断した。 その後、制御棒の挿入操作ならびにタービンバイパス弁の開操作を行い、また、主蒸気逃し安全弁が自動で開動作したことから、原子炉圧力が保安規定に定める値（6.91MPa）以下になったため、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。 その後、現場確認した結果、タービンバイパス弁駆動部の連結部が外れていることが確認されたため、原因調査を行うため、制御棒を全て挿入し、原子炉を手動停止した。	As	2月25日公表済

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（B）用メカニカルシール部より水のリーク（1滴/12秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
2	1号機	主タービン用主油タンクレベル計（中央操作室制御盤に設置）の指示値が現場設置のレベル計の指示値と相違しているため、当該指示計を点検・校正	D	
3	1号機	エリア放射線モニタ装置（主タービン現場制御盤）の指示値不良による放射線レベル高を示す警報の誤発生が認められたため、当該装置の警報信号回路を点検・修理	D	
4	1号機	主タービンの過速度試験において、主タービン入口蒸気圧力制御用の電気式圧力調整装置の重故障発生を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	主タービンのバックアップ過速度トリップ試験後、主タービンの回転速度上昇中に、補助油ポンプの圧力検出装置に動作不良が発生したため、当該装置を点検・修理	C	
6	1号機	移動式炉内中性子計装系全自動走査駆動装置（ch.3）の制御ケーブル接続部の接触不良によるものと思われる指示値の変動が認められたため、当該部を点検・修理	C	
7	2号機	原子炉建屋5階西側床面設置の電源コンセントカバーの取付け部に折損が認められたため、当該コンセントカバーを交換	対象外	
8	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-23）用アキュムレータ内の窒素ガス圧カススイッチの取付け接続部より窒素ガスのリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	プラント停止操作中、原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用流体継手の油圧低を示す警報が発生したことから、潤滑油フィルタの清掃により油圧の確保に努めたが、「流体継手油圧低」により当該電動機・発電機セット（B）がトリップしたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	3号機	中性子計測系起動領域モニタ（D）の指示値が中性子源領域において、他のチャンネルと比較して低めの指示しているため、対応検討	C	
11	3号機	タービン補機冷却系海水ポンプ（A）駆動用電動機の冷却水ドレン弁を「開」操作した際、弁棒が破損したため、当該弁を交換	D	
12	3号機	原子炉再循環ポンプ（A）の振動指示スイッチ及び振動記録計に指示値不良が認められたため、当該振動検出回路を点検・修理	D	
13	3号機	6.9kV高圧配電盤における炉心スプレイポンプA用しゃ断器の耐震架台取外し作業において、油圧ジャッキに動作不良が認められたため、当該油圧ジャッキを点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理建屋1階の非常用洗眼シャワー室のシャワー操作弁にシートリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	5号機	主発電機密封油処理装置の密封油真空ポンプ（A）用排気配管に詰まりの兆候が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	5号機	主復水器（B1）のホットウェル水導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
17	6号機	過渡現象記録装置用磁気テープ記録装置にデータ書き込み準備中、記録装置のシステム異常を示す警報が発生したため、当該記録装置を点検・修理	D	
18	6号機	廃棄物処理系廃樹脂移送ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	補助ボイラ（B）の排気ガス分析計において、窒素酸化物の指示値に管理値超えの恐れがあるため、蒸気発生量を抑制し運転を継続	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで